

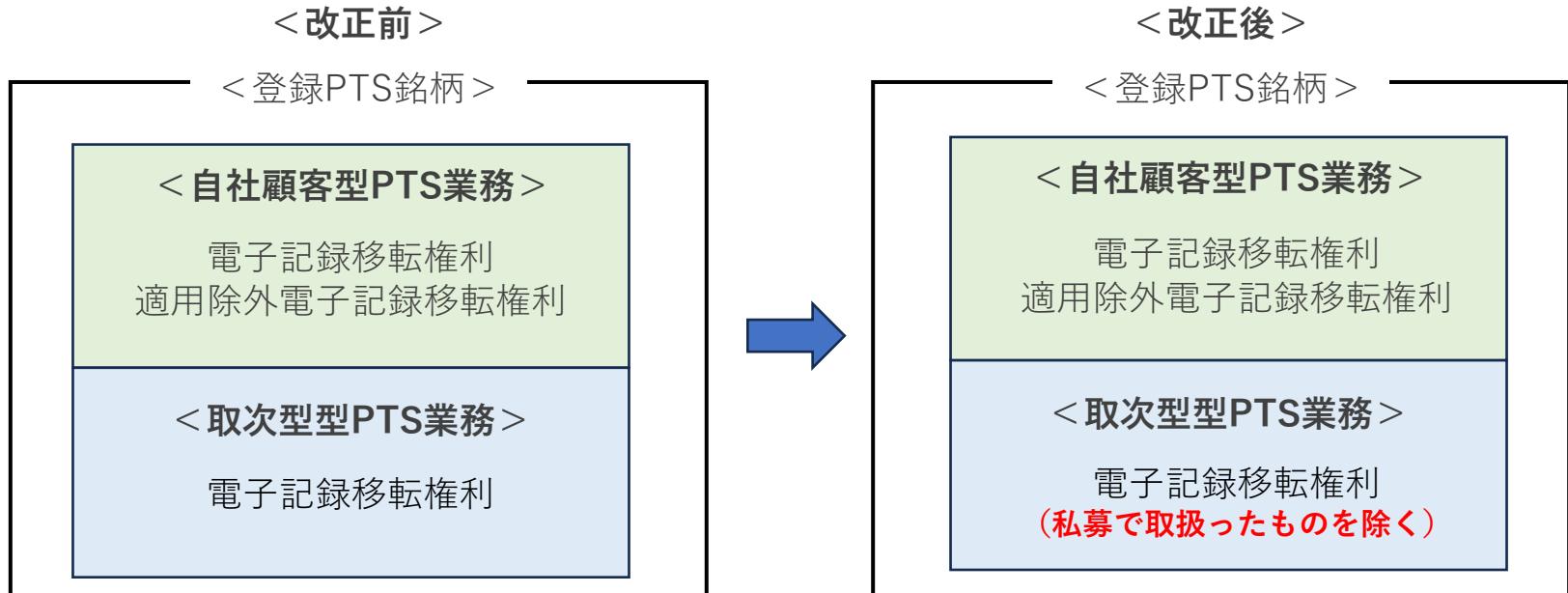
「私設取引システムにおける電子記録移転 権利の取引等に関する規則」等の一部改正 (案) に関するパブリックコメントの募集 について

2026年1月20日

1. 改正の趣旨

○ 取次型登録PTS業務における登録PTS銘柄の範囲の修正

- 現在「電子記録移転権利の募集の取扱い等及び引受けに関する規則」第3条第1項の規定により、電子記録移転権利の私募を行う場合は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条の2第1項第1号イ(1)から(5)までに該当する者以外の者に対して投資勧誘を行ってはならないこととされている。これは適用除外電子記録移転権利と同様の勧誘範囲となっており、両者は実質的にイコールの関係であるにもかかわらず、電子記録移転権利全体が取次型登録PTS業務における登録PTS銘柄となっている一方、適用除外電子記録移転権利は当該業務に係るとうろくPTS銘柄とはなっていない。そこで、平仄を合わせるため、以下のとおりの改正を行う。



2. スケジュール

年月日	
2026年 1月13日	自主規制委員会審議
2026年 1月20日	理事会においてパブコメ案を審議
2026年 1月20日～ 2026年 2月18日	規則改正案のパブコメ募集
2026年 3月上旬	自主規制委員会審議 (注)
2026年 3月17日	理事会 (注)
2026年 X月 X日	改正規則の施行日

(注) パブリックコメント募集時の案の内容について変更を求める意見がない場合は、当該案に沿った規則改正等（軽微な語句修正等を含む。）の了承を委員長・会長に一任し、原則として、委員会及び理事会における改めての審議は行わない。この場合、表に記載の日程より早い日程となる。



一般社団法人

日本STO協会

Japan Security Token Offering Association